

## 青森県農業負債整理関係資金事務処理要領

最終改正：平成 13 年 7 月 26 日青構第 591 号青森県農林水産部長通知

最終改正：令和 4 年 7 月 27 日青团経第 168 号

### 第 1 総 則

農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第 2 の 1 に定める経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金の融通事務の処理については、基本要綱及び次に定めるもののほかこの要領の定めにより行うものとする。

- (1) 経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 20 日付け 16 経営第 8953 号農林水産省経営局長通知）

### 第 2 経営改善計画の作成指導

#### 1 経営改善計画の作成

- (1) 本要領の対象とする資金（以下「本要領対象資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入希望者」という。）は、経営改善計画書（基本要綱別紙 1 の(2)又は(3))を作成し、農業負債整理関係資金借入申込書（第 1 - 1 号様式(経営体育成強化資金用)又は第 1 - 2 号様式(農業経営負担軽減支援資金用)。以下「借入申込書」という。）とともに基本要綱第 3 の 1 の(3)に定める融資機関（以下「融資機関」という。）へ提出するものとする。

なお、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者」という。）にあっては、基本要綱別紙 1 の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙 1 の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。

- (2) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準遵守状況確認書の交付を受け、この確認書を経営改善計画書に併せて提出するものとする。
- (3) 借入希望者は、経営改善計画書の作成に当たって助言指導を必要とする場合は、融資機関、地域県民局地域農林水産部関係課・室（以下「地域農林水産部」とい

う。)、市町村、青森県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)及び青森県農業会議(以下「農業会議」という。)に相談を求めることができるものとする。

- (4) 相談を受けた機関は、その他の関係機関と連携を図りながら、経営改善計画書等の作成等について助言指導を行うものとする。

また、相談内容について農業負債整理関係資金事前相談票(第2号様式。以下「事前相談票」という。)を作成し、農業負債整理関係資金相談案件連絡書(第3-1号様式。以下「相談案件連絡書」という。)とともに、借入希望者が希望する融資機関又は借入希望者が主として利用している融資機関に送付するものとする。

- (5) 事前相談票の送付を受けた融資機関は、その相談内容から、経営体育成強化資金の利用が見込まれる場合は、株式会社日本政策金融公庫青森支店(以下「公庫」という。)へ相談案件連絡書(第3-2号様式)に事前相談票を添付して送付するものとする。(4)による事前相談票の送付を受けた融資機関が公庫の場合は除く。)

## 2 指導班会議

- (1) 融資機関は、経営改善計画書等の円滑な作成指導が行われるよう1の(3)に定める関係機関のうち指導に必要と認められる機関に出席を求め連絡会議(以下「指導班会議」という。)を開催することができるものとする。

この場合の通知は、指導班会議開催通知書(第4号様式)によるものとする。

- (2) なお、指導班会議の実施に当たっては、借入希望者の出席を求めることができるものとするが、借入希望者に無用の心理的負担がかからないよう、十分留意するものとする。

## 第3 融資機関の事務処理

### 1 経営診断までの融資機関の事務処理

- (1) 融資機関は、借入希望者から経営改善計画書及び借入申込書の提出を受けたときは、経営改善計画の実現の可能性、融資返済の可能性、農業共済又は収入保険の加入状況等について、融資機関自らの責任において主体的に判断するものとする。

- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、当該借入希望者の既往債務がある他の債権者と償還条件の緩和などについて調整を行うものとする。

- (3) 融資機関は、(1)の判断に際して、経営診断依頼書(第5号様式)に、経営改善計画書及び経営改善計画総括表(基本要綱別紙1の(1))を添付して、第4の1の経営診断の実施機関である地域県民局へ送付し、意見を求めるものとする。

ただし、次に掲げるアからクまでの資金(エの資金を除く。)を経営体育成強化資金により償還負担の軽減を図る場合又はアからクまでの資金(貸付利率5.0%以下のもの(エの資金を除く。))を除く。)を農業経営負担軽減支援資金により償還負担の軽減を図る場合には、融資機関は、新たに作成された経営改善計画又は計画

変更された経営改善計画について、経営診断に参画した機関全ての合意を得るものとする。

ア 廃止前の農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱(平成7年4月1日付け7農経A第299号農林水産事務次官依命通知)第2に定める資金

イ 廃止前の農業経営負担軽減支援資金融通措置要綱(平成13年5月1日13経営第204号農林水産事務次官依命通知)第2に定める資金

ウ 平成22年12月31日までに財団法人農林水産長期金融協会が都道府県に対して利子助成等補助金の交付決定をした農業経営負担軽減支援資金

エ 農業経営負担軽減支援資金(ウの資金を除く。)

オ 廃止前の農業経営の再建整備を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱(昭和54年4月4日付け54構改B第461号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金

カ 廃止前の既往借入金等に係る負債の円滑な支払を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱(平成元年2月1日付け元構改B第83号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金

キ 廃止前の農業経営維持安定資金実施要綱(平成13年5月1日付け13経営第302号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)又は(3)の資金

ク 経営体育成強化資金

なお、被災借入希望者の審査に当たっては、第4の1の経営診断の実施機関である地域県民局からの委任を受けて、融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。

(4) 融資機関は、農業経営負担軽減支援資金については、(3)の経営診断依頼書の送付に併せ、利子補給承認申請を行うものとする。

(5) 融資機関は、基金協会の保証を必要とする場合は、(4)の利子補給承認申請と同時にその手続きを進めるものとする。

## 2 経営診断後の融資機関の事務処理

(1) 融資機関は、第4の2の(1)により経営改善計画総括表の送付を受けたときは、速やかに融資判断を行い、その結果を借入希望者に通知するものとする。

(2) 融資機関は、借入希望者の経営状況等からみて経営改善計画の達成・融資返済に疑問がある場合は、借入希望者に対して、地域農林水産部等指導班会議の構成機関の指導を受け経営能力の向上に努めるよう求める通知を行い、1年後に再度融資判断を行うことができるものとする。

なお、この取扱いについては、融資機関が既往債務の条件緩和を行うことなどにより1年後に融資に至る可能性が高いと判断される案件のみを対象とすることとし、安易に融資判断を先送りすることのないように努めるものとする。

(3) 融資機関は、(2)により地域農林水産部等指導班会議の構成機関に指導を依頼する場合は、農業負債整理関係資金指導依頼書(第6号様式)により行うものとする。

(4) 融資機関は、(2)により1年後に再度融資判断を行う際には、借入希望者に第2

の1の(1)に定める経営改善計画書及び借入申込書の再提出を求めるものとする。

この場合、第4に定める経営診断手続きを経ないで融資機関が主体的に融資判断を行うものとする。

また、その結果について速やかに借入希望者に対して応需又は謝絶の通知を行うものとし、再度指導班会議の構成機関に1年間の指導を求めることはできないものとする。

- (5) 融資機関は、(1)又は(4)により応需又は謝絶の決定を行った場合及び(2)により指導班会議の構成機関に指導を依頼することとした場合は、速やかに農業負債整理関係資金処理状況報告書(第7号様式。以下「状況報告書」という。)により地域県民局長に報告するものとする。

#### 第4 経営診断手続き

##### 1 経営診断の実施機関等

基本要綱第4の2に規定する経営診断は、地域県民局が実施することとし、適切な経営診断を行うため、地域県民局長は、市町村、融資機関、基金協会、農業会議、その他地域県民局長が必要と認める機関のうち、当該農業経営の診断を行うのに必要な機関に参画を求めるものとする。

##### 2 地域県民局の事務処理

- (1) 地域県民局長は、融資機関から第3の1の(3)による経営診断依頼書、経営改善計画書及び経営改善計画総括表の提出があったときは、経営診断を実施し、その結果を経営改善計画総括表の経営診断機関記載欄に記入して融資機関に送付するとともに、その写しを当該経営診断に参画した機関に送付するものとする。
- (2) 地域県民局長は、農業経営負担軽減支援資金の利子補給承認申請があったときは、経営診断と平行して審査を行うものとする。
- (3) 地域県民局長は、融資機関から第3の2の(5)による状況報告書の提出があったときは、速やかにその写しを経営診断に参画した機関及び団体経営改善課に送付するとともに、農業経営負担軽減支援資金の場合は、利子補給の諾否を融資機関に通知するものとする。

#### 第5 その他

##### 1 融資後の措置

- (1) 本要領対象資金の貸付けを受けた者(以下「借入者」という。)は、農業経営及び農家経済の収支について簿記記帳を行い、経営改善計画の着実な実行に努めるものとする。
- (2) 借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年経営状況報告書(基本要綱別紙4)により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

ただし、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した借入者にあつては、決算書類を融資機関に提出することをもって、経営状況を報告したものとみなすことができるものとする。

- (3) 借入者の事後指導は、指導班会議構成機関の協力を得ながら、融資機関が主体的に行うものとする。このため、融資機関は、融資を実行する際に借入者ごとに担当を決め経営改善が着実に行われるよう配慮するものとする。
- (4) 融資機関は、(2)の報告を踏まえ必要がある場合には、指導班会議構成機関に対して借入者の指導等についての協力を求めることができるものとする。  
また、指導について協議が必要な機関に出席を求め、指導班会議を開催することができるものとする。
- (5) 指導班会議構成機関は、経営改善計画が早期に達成されるよう適時適切な指導に努めるものとする。

## 2 その他

- (1) 経営体育成強化資金に係る事務処理については、公庫、公庫の受託金融機関及び経営改善計画書等の提出を受けた融資機関が連携して行うものとする。
- (2) 融資機関、県、市町村その他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要領対象資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- (3) 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合、借入希望者に対し、第3の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書（第1-1号様式の裏面又は第1-2号様式の裏面）の確認欄に記名を求めることとする。
- (4) その他この要領に定めのない事項については、必要に応じて地域県民局長が定めるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成13年7月26日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成14年4月9日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成14年12月24日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成16年9月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 15 日青団経第 225 号）

- 1 この要領は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 16 日青団経第 473 号）

- 1 この要領は、平成 24 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 7 日青団経第 236 号）

- 1 この要領は、令和 3 年 9 月 7 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 27 日青団経第 168 号）

- 1 この要領は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。